

7都林対協発第12号
令和7年8月27日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都市町村林野振興対策協議会
会長 吉本 昂二

令和8年度東京都予算編成（林務関係）に対する要望

日頃より、市町村の林野行政について、格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

東京都の総面積の約4割を占める東京の森林は、水源の涵養、土砂災害防止、生物多様性、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を持つ都民の貴重な財産となっています。

そのため、市町村では、適宜適切な間伐や、主伐後の再造林などの森林整備を着実に実施するとともに、近年の異常気象による災害を防ぐため、治山事業や林道の整備などを進めておりますが、昨今の物価の高騰や労働力不足などにより、厳しい状況が続いております。

こうした状況の中、市町村には、都民の貴重な財産である森林の公益的機能がより一層発揮できるよう、森林整備に係る各種施策を着実に進めていくことが求められています。

このような状況をご理解いただき、令和8年度東京都予算編成におきまして、各要望項目に特段のご配慮をいただけるようお願いいたします。

令和 8 年度
東京都予算編成（林務関係）
に対する要望

東京都市町村林野振興対策協議会

目 次

1 森林循環促進と林道整備の充実強化.....	1
(1) 「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の推進	
(2) 林道改良・開設事業への支援	
(3) 長期受委託への支援	
2 治山、災害復旧等の森林保全対策の推進.....	3
(1) 治山事業・保安林整備事業への支援	
(2) 災害復旧工事に係る支援の充実	
3 森林業振興施策の推進.....	4
(1) 伐採木の活用に向けた環境整備	
(2) 地場産材の有効活用を図る施策の推進	
(3) 林業就業者確保への支援	
(4) 椿産業の振興に向けた支援	
4 有害鳥獣・害虫駆除対策等の推進.....	6
(1) 有害鳥獣対策に対する支援	
(2) ニホンジカ対策の強化	
(3) ツキノワグマ対策の強化	
(4) ニホンザル対策の強化	
(5) 島しょ地域の獣害対策	
(6) 森林病害虫防除対策の推進	
5 花粉症発生源対策の充実強化.....	8
(1) 花粉症発生源対策の推進	
(2) 枝打ち事業の充実	
(3) 森林再生事業（間伐）の継続	
6 「多摩の森」活性化プロジェクトの推進.....	9

1 森林循環促進と林道整備の充実強化

(1) 「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の推進

① 「森づくり推進プラン」の推進

「森づくり推進プラン」各施策の認知度向上と一層の財源措置を図ること。

[理由]

「森づくり推進プラン」による森林循環を効果的に進めていくためには、より多くの主体による活用促進及び施策の充実が必要である。

② 間伐材の有効活用

より多くの間伐材を「多摩産材」として有効活用できるよう支援事業の対象基準の緩和などの措置を図ること。

[理由]

令和元年度の台風19号による甚大な被害の一因として、間伐作業で林内に横伏せ処理をした木材が沢に流された結果、土砂災害に発展した事例もあったことから、災害防止の観点からも、横伏せされた間伐材の有効活用を図ることが必要である。

③ 広葉樹林の管理に対する支援

住宅地近くに広がる自然の遷移に委ねられた広葉樹林による災害発生防止につながる仕組みの創設及び財政支援を図ること。

[理由]

東京の森林の特徴である住宅地近くに広がる広葉樹林は、倒木や落枝による災害等発生の恐れがある。近年の物価高騰等を踏まえ、その整備に向けた財政支援等が必要である。

④ 「森林・林業再生プラン」の推進

森林経営計画の策定から実践的な事業推進まで、きめ細かな指導と財政支援を図ること。

[理由]

国の「森林・林業再生プラン」は、路網・作業システム整備、人材育成など実践面のみならず、森林計画制度等の制度面での改革を伴っているが、林業経営体等までその改革が十分行きわたっていない。

(2) 林道改良・開設事業への支援

① 都単補助制度の拡充

林道の整備は急務であり、林道改良・開設事業における補助対象経費・補助率の見直し、及び採択基準の緩和など都単補助制度の一層の拡充を図ること。

[理由]

市町村が管理する林道は、地形が急峻なため土砂災害が起りやすく、毎年、災害復旧工事が必要となっている。整備に係る費用は年々高騰しており、維持管理に要する経費も含め市町村単独では財源の確保が難しくなっている。

② 市町村が管理する林道の改修支援

安全・安心な林道の整備に向け、市町村が改修事業に積極的に取り組める制度を創設すること。

[理由]

森林整備推進に必要な林道の改良事業を促進するため、補助対象経費・補助率の見直し、及び採択基準の緩和など、制度のより一層の拡充が必要である。

③ 都が管理する林道の改修推進

都が管理する林道で改修が必要な個所について、機能の回復・改善を図る応急復旧工事を早急に実施すること。

[理由]

近年続発している集中豪雨、大型台風や経年劣化等により機能が低下し、改修が必要とする林道施設は、市町村が実施する森林整備事業や獣害対策に影響するため。

(3) 長期受委託への支援

森林再生事業との連携を図るとともに間伐に対する補助金の増額を図ること。

[理由]

森林法の規定に基づき、森林所有者が東京都森林組合との間で締結した森林経営のための長期受委託契約に基づく全ての長期受委託契約面積について計画どおり間伐を行う必要がある。

2 治山、災害復旧等の森林保全対策の推進

(1) 治山事業・保安林整備事業への支援

① 東京都が設置した治山施設の改修推進

都が設置した治山施設で改修が必要な個所の、機能を早急に回復・改善すること。

[理由]

集中豪雨・大型台風や経年劣化等により機能が低下している治山施設が少なくないため、安全確保の観点に立った早急な対応が必要である。

② 荒廃地・荒廃林の再生事業の促進

市町村と調整の上、荒廃地・荒廃林の再生事業の促進を図ること。

[理由]

災害発生防止の観点から、荒廃地・荒廃林の再生事業を促進する必要がある。

③ 植林に対する助成制度の創設

病害虫の被害を受けた箇所への植林に対する助成制度を創設すること。

[理由]

病気に強い樹種への転換には多額の費用を要するため。

④ 民間への直接補助の実施

「島しょ観光資源・林産物生産振興事業」について、都から民間事業者への直接補助が可能となるよう改善すること。

[理由]

「島しょ観光資源・林産物生産振興事業」の活用をより一層促進する必要がある。

(2) 災害復旧工事に係る支援の充実

雪害等の災害発生後、森林や林業施設等が速やかに復旧できるよう財政措置等の支援策を創設すること。

[理由]

近年の異常気象により、想定以上の損害が発生することが多く、年々増加する林道の工事や修繕等を迅速に進めるためには、災害復旧工事だけでなく、付随する地質調査や測量設計などに対する財政支援が必要である。

3 森林産業振興施策の推進

(1) 伐採木の活用に向けた環境整備

木材生産者に対する経営指導及び機器導入補助の一層の拡充、並びに多摩産材の加工センター等の整備と多摩産材の有効活用を踏まえた木材供給体制の整備を図ること。

[理由]

都の「森づくり推進プラン」でも施策展開の基軸の一つである多摩産材の需要拡大を図るため、木材生産者の経済的競争力の強化及び、木材供給体制の構築が必要である。

(2) 地場産材の有効活用を図る施策の推進

① 市町村実施事業への支援

市町村が実施する森林整備や多摩産材利用促進に対する財政支援を図ること。

[理由]

組織市町村にとって森林産業は重要な地場産業であり、各市町村は、その振興のため地場産材活用対策事業を実施し、出荷事業者ならびに森林所有者へ地場産材活用対策奨励事業交付金を交付するなどしているが、財政力が脆弱な市町村では、事業の拡充が困難となっているため。

② 多摩産材の有効活用の推進

多摩産材の有効活用を図る施策を積極的に進めるとともに、「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」の更なる補助率（補助額）の引上げや要件の緩和を図ること。

[理由]

都は、内装木質化等の施設整備に係る支援の対象を公共施設全般へと拡大しているが、多摩産材のさらなる有効活用を図る必要がある。

③ 積極的な広報の展開

木材の持つ良さについて、様々な媒体を活用し情報発信を強化するなど、組織市町村と連携した積極的な広報を引き続き展開すること。

[理由]

多摩産材の認知度を高めるため、木材の持つ調湿効果や高い断熱効果など、多様な効用なども併せて訴求していく必要がある。

④ 地籍調査への支援

森林整備を進める際に必要な地籍調査費用について財政支援を図ること。

[理由]

寄附による公有林化を通じた森林の適正管理を市町村が行う際の地籍調査にかかる費用等が財政的に負担となっている。

⑤ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の活用に対する支援

森林整備等の促進を図るため、制度の一層の周知と交付金の拡充について国に要請すること。

[理由]

自伐林家や地域住民、ボランティア、NPOなどの多様な主体による里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を活用した里山林の保全利用活動をより活性化する必要がある。

(3) 林業就業者確保への支援

① 新規就業者等への支援

新規就業者等の移住・定住先となる住宅の斡旋や家賃補助、施業地となる森林の借り受け費用等に対し引き続き財政支援を図ること。

[理由]

自伐型林業の推進による林業振興や地域の活性化を図るために、新規就業者等への支援を充実させる必要がある。

② 林業用の住宅等改修事業への支援

林業用の住宅等へ改修事業への支援を図ること。

[理由]

山間地域では新規就業者に提供する住宅や事務所の確保が困難なため、空き家を活用した住宅や事務所の改修事業に対する支援が必要である。

③ 林業就業者確保に向けた広報の展開

新規就業者の確保に向けた、効果的な広報を展開すること。

[理由]

林業を持続していく上で、就業者の確保は重要であるため、林業の社会的意義や雇用・技術習得の機会など林業に対し理解や興味を持ってもらうための積極的な広報が必要である。

(4) 椿産業の振興に向けた支援

椿産業を持続していくため、椿油の生産に関する新技術導入や伐採木の有効活用に係る調査研究に対し人的・財政的支援を図ること。

[理由]

椿油の安定的な生産体制の構築に向け、成木までの生育期間を短縮するゲノム編集をはじめとする先端技術の導入の調査や基礎研究、実証事業や、優良品種の選抜・育成、苗木生産や栽培方法の改善など、人的支援・財政的支援が必要である。また、「島しょ観光資源・林産物生産振興事業」で伐採された椿樹について、有効活用が出来ていない状況がある。

4 有害鳥獣・害虫駆除対策等の推進

(1) 有害鳥獣対策に対する支援

有害鳥獣対策のための調査費及び駆除費、人件費等の補助率の引上げ等、積極的な支援を図ること。

[理由]

有害鳥獣(ニホンジカ等)による杉や檜等の樹木への被害は依然として甚大なため、事業規模も拡大し、住民の安全・安心な暮らしにも大きく影響している。特に、西部山間地域では高齢化が進み、電気柵の建設及び維持管理が非常に困難となっている。

(2) ニホンジカ対策の強化

① 関係局連携の推進

関係局の一層の連携による被害対策を強化すること。

[理由]

ニホンジカによる被害は、「東京都シカ管理計画」に基づくシカ対策により一定の効果は上がっているものの、生息数の顕著な減少は見られず、ニホンカモシカも含めその食害は深刻であり、森林へ重大な被害を与えていている。

② 広域的な対策の推進

他県も含めた広域的な対策を推進すること。

[理由]

ニホンジカの被害が時期を同じくして行政区域を越えて発生している。

(3) ツキノワグマ対策の強化

ツキノワグマによる被害防止及び住民の安全確保に要する費用等について引き続き支援すること。

[理由]

近年、人家周辺へのツキノワグマの出没による人的及び物的被害も発生しており、今後も増加することが想定される。

(4) ニホンザル対策の強化

ニホンザル個別の管理計画を早急に策定し、都内全体の個体数管理を行うとともに、被害状況に応じて都と自治体との連携のもと捕獲を実施すること。

[理由]

サルの群れや個体数は増加傾向にあり、被害が西多摩地域から広域的に拡大していくことから、大規模捕獲が必要な状況にある。

(5) 島しょ地域の獣害対策

ニホンジカ・サル・リス・キヨン・ネズミの防除対策を引き続き推進すること。

[理由]

被害が依然として発生している。

(6) 森林病害虫防除対策の推進

① マツクイムシ対策

国及び東京都の各種事業で防除が進められているが、早期終息に向けて適切な対策及び財政支援を図ること。

② カシノナガキクイムシ対策

被害が依然収まっておらず、抜本的な対策が必要であることから、適切な薬剤の注入などの防除対策、及び事故防止への財政支援を図ること。

[理由]

令和2年6月頃から三宅村、御蔵島村においてスダジイの被害、また、令和3年頃から、八王子市、青梅市、あきる野市などにおいてナラ枯れの被害が確認されており、落枝等による事故等を防止するために伐採を含めた支援が必要である。

③ 樟林害虫対策

樟林害虫(トビモンオオエダシャク、ハスオビエダシャク、チャドクガなど)について、引き続き防除対策に対する指導と援助、及び財政支援を図ること。

5 花粉症発生源対策の充実強化

(1) 花粉症発生源対策の推進

① 森林循環の促進

スギ林等主伐後の少花粉スギ等への樹種更新など、森林循環に係る事業の一層の展開を図ること。

[理由]

未だ多くの都民が花粉症に苦しんでおり、主伐等でスギ伐採後に行う少花粉種の植栽等による森林循環促進事業は、花粉症の発生源対策として有効性が確認されている。

② 主伐材搬出の促進

委託金額の増額や受託者に対する支援の拡充を図ること。

[理由]

森林所有者と立木売買契約の締結後速やかに伐採搬出を行うため、委託金額の増額や受託者に対する支援の拡充を図る必要がある。

(2) 枝打ち事業の充実

令和8年度以降も森林再生事業実施地における枝打ち事業を継続し、2回目の枝打ちを実施すること。

[理由]

事業開始時に枝打ちした現場では、木の経年成長により再度の枝打ちが必要と思われる立木が多数見受けられるため2回目の枝打ちが必要となっている。

(3) 森林再生事業(間伐)の継続

森林再生事業における間伐について引き続き事業を継続するとともに、木材の搬出に対する財政支援を図ること。

[理由]

森林再生事業は、平成14年度の事業開始以降、多摩地域の荒廃した森林における公益的機能の回復・改善に効果を上げてきたが、依然として対象とすべき森林が多く存在しているため事業継続の必要がある。また、間伐後の横伏した木材の搬出は助成対象外のため、木材活用及び林内環境改善を図ることが難しい。

6 「多摩の森」活性化プロジェクトの推進

森林を有しない都内自治体に交付される森林環境譲与税が多摩地域の森林でより一層活用されるよう、参加団体の拡大について引き続き自治体間の調整を進めること。
[理由]

「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」により都市化の進んだ自治体と豊かな森林を有する自治体が連携して森林整備等を進めることは大変有意義な仕組みであり、参加団体を拡大し推進していく事が必要である。